

松阪市子ども発達総合支援センター経営評価シート

【評価ランク表】

ランク	評価基準
S	評価項目について、最後まで取り組み、高い成果を上げた。
A	評価項目について、最後まで取り組み業務を遂行した。
B	評価項目について、計画的に進められP D C Aを実践した。
C	評価項目について、やや問題がありP D C Aが十分にできなかった。
D	評価項目について、スケジュールの確認など実践の管理ができなかった。
E	非該当又は実施していない。

※PDCA サイクルとは、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法のことです。

1 松阪市子ども発達総合支援センターの運営目的

松阪市子ども発達総合支援センターは、心身の発達に心配がある、又は障がいがある児童が、心身の発達の程度にかかわらず、地域で早期からの一貫した支援を受けながら安心した暮らしを実現するため、保健、福祉及び教育の各分野並びに医療その他関係機関との連携のもと途切れない支援を行うことを運営目的とする。

No	項目	評価	課題等
1	常に意識して支援業務を推進している。	B	職員全員がセンターの基本理念である「地域で途切れない支援を受けながら安心した暮らしを実現するための支援」を心がけています。
2	必要に応じて、支援センター内で関係職員による支援検討をしている。	B	毎週金曜日の午後を、検討・協議・情報共有に充てています。
3	必要に応じて、保健、福祉、教育及び医療の関係機関との連携・協働をしている。	B	関係機関との連携を密にすることで、効果的な療育・訓練を行います。

2 全体事業の実施状況

(1) 衛生管理

支援センター内は常に衛生的に管理をするものとする。特に通所利用児童が直接に触れる場所、設備及び各種器具等の衛生の維持管理は十分に注意をしなければならない。

No	項目	評価	課題等
----	----	----	-----

4	常に意識して衛生保持を推進している。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師を中心に、全職員が高い意識を持って衛生環境の維持に努めています。 ・コロナ感染症防止のため、事務所のパテーション、職員の手指消毒及びマスク着用、施設内の消毒・換気や利用児童及び保護者・来庁者の検温など健康管理を徹底しています。 ・市内及び県内の感染症等発生対応状況を把握し、対策しています。
5	必要に応じて、支援センター内で関係職員による衛生維持管理について検討をしている。	A	
6	衛生管理及び安全確保に関する具体的な取組についての指針を定めて、全職員に周知している。	A	

(2) 安全確保

<p>通所利用児童が利用する設備及び各種器具が常に安全に使用できる状態であること。</p> <p>開館日において、支援センターに火災が発生したとき、又は、松阪地域に大雨警報（土砂災害を含む）又は暴風警報が発表、及び地震（震度4以上）が発生したときは、各事業は直ちに休止するものとする。さらに、松阪市沿岸部において、洪水警報又は津波警報が発表されたときは、同地域から通所利用している保護者等に、速やかに帰路の安全性等について関係機関に確認して情報提供するものとする。</p>			
No	項目	評価	課題等
7	常時、利用児童が利用する設備及び器具の安全確認をしている。	B	日々、遊具点検表に基づき点検しています。
8	屋外での支援プログラムを実施するときは安全に実施することを優先している。	B	前日及び当日朝から安全状態を確認し、利用児童の心身の状態や特性に配慮しています。センター外療育を企画する際は、事前に下見を行い、安全確保に努めて実施しています。
9	補修が必要とするときは、直ちに使用を中止し、専門業者等に修繕を依頼している。	B	日々、目視等で安全確認をしています。また、必要な補修等を行い、利用児童・保護者の安全確保に努めています。
10	療育訓練の提供中に支援センターに火災が発生したとき、又は、松阪地域に大雨警報（土砂災害を含む）及び暴風警報が発表されたとき、あるいは地震（震度4以上）が発生したときは、直ちに提供を中止し、帰路の安全を確認してから帰宅を勧めている。	B	<p>警報の発表が予測される場合は、利用者に対し、前日に令和4年度から導入した保護者連絡用ツール「tetoru」を用いて発信、あるいは電話連絡するなど、安全確保に努めています。</p> <p>また、警報発表時間によって午前、午後の療育訓練の中止を決定しており、その場合は、直ちに利用者へ連絡しています。</p>

11	療育訓練の提供中に地震（震度4以上）が発生したときは、直ちに支援センター前駐車場など安全な場所に避難させる。	C	消防（火災・地震）訓練を年2回実施し、避難経路、避難場所の確認をしています。ただし、令和4年度は職員のみでの参加であったため、児童・保護者も参加する訓練も取り入れていく必要があると考えます。
12	療育訓練の提供中に松阪市沿岸部において、洪水警報又は津波警報が発表されたときは、同地域から通所利用している保護者等に、速やかに帰路の安全性等について関係機関に確認し情報提供する。	B	市防災対策課の他、関係機関に確認し情報提供します。
13	通所利用児童及びその保護者等が安心して安全に利用するため、火災や地震による避難訓練を年1回以上している。	C	火災及び地震等を想定した訓練を職員のみで年2回実施していますが、利用者からの不安も大きく、安心して利用していただくために防災対策の強化が必要であると考えます。

(3) 計画的サービス提供の実施

通所利用児童に対するサービス提供は、個々の対象児童の利用目的を把握し、利用期間の設定、当該児童の特性に合わせた基本的な生活習慣の体得・維持・向上などを図るための個別支援計画を策定し、同計画に沿って行うものとし、必要に応じて変更するものとする。			
No	項目	評価	課題等
14	通所利用児童の保護者から、通所利用の目的、利用期間の設定、児童の特性など必要とする項目の聴き取りを、「パーソナルファイル」や「サポートブック」等を活用し定期的に行い、個別支援計画を策定している。	B	就学前の児童保護者へ「パーソナルファイル」や「サポートブック」を紹介し、情報引継ぎツールとして活用を進めます。
15	サービス提供では、個別支援計画に沿って実施している。	B	その都度計画に沿った支援内容を確認し、サービス提供を行っています。
16	療育・訓練の提供による課題を確認し、個別支援計画の内容の見直しを、保護者と協議して実施している。	B	療育・訓練の成果や状況を保護者が記入する聞き取り票で確認し、保護者との協議により個別支援計画の内容を定期的に見直しています。(6か月に1回)
17	必要に応じて、心身の発達の検査をおこない、適正な支援を提供できる体制を確保している。	B	検査結果を基に必要とする専門職員等による適正な支援体制づくりに努めています。

(4) サービスの質的向上と提供技術の向上

サービス提供を行う職員等において、サービスの質的向上を図るために定期的なミーティング・協議を実施する。

No	項目	評価	課題等
18	全職員による情報共有の場を持っている。	B	朝礼時に情報共有を図るとともに、ミーティングを定期的開催し、適切なサービスが提供できるよう努めています。
19	サービス提供にかかる課題・問題が発生したときは、関係職員あるいは全職員による協議を行い、提供改善及び再発防止の研修等の取り組みを実施している。	B	随時協議を行い、サービス提供の改善及び再発防止に取り組んでおり、対応策等を職員へ周知しています。
20	保護者等からの苦情等が発生したときは、その原因の確認と業務等の改善を速やかにしている。	B	その都度、事実確認・原因確認をし、必要であれば改善を図っています。また保護者等に対し、丁寧に説明するよう努めています。
21	利用者とのコミュニケーションを通じて利用満足度と提供上の課題の把握をしている。	B	児童及び家族の意思疎通を常に行い、困りごとや悩みを把握しています。

(5) 緊急時の効果的対応の実現

通所利用児童に係る事故、自然災害等による第二次避難場所として、安全安心の確保を図る。

No	項目	評価	課題等
22	通所利用児童が常に安全安心に利用できる環境を構築している。	A	毎朝、館内外を目視点検し安全管理を行い、安心して利用できるよう努めています。
23	事故が発生したとき、保護者等との連絡を密にし、必要とする対応(救急搬送の要請、主治医との連携など)を迅速にしている。	A	個人ファイル表紙にそれぞれの子どもに応じた具体的な対応方法が記されています。また、看護師による研修を行い、即時に対応できるようにしています。
24	災害時、必要に応じ福祉避難所として、災害避難物資などの確保に努めている。	B	当センターは福祉避難所として位置づけられており、必要があれば開設できるよう防災対策課と連携し、災害避難物資などの確保及び職員研修による対応能力の向上に努めます。

(6) 職員協働体制の構築

経営計画に提示している経営理念をもとに、総合支援センターの目的を果たすために、全職員が連携・協働の体制のもと業務を推進する。

No	項目	評価	課題等
25	心身の発達に心配がある、又は障がいのある児童に対する療育・訓練を提供するに当たり、個々の特性にあわせた提供となることから、各専門職域を超えて提供する体制を構築し、効果的に事業を推進している。	A	ミーティング等全体で個々の特性を意識した情報の共有を図り、多職種で療育を提供し、事業を推進しています。

3 事業別実施状況

(1) 児童発達支援事業

就学前の児童において良好な親子関係を構築するとともに就園又は就学ができるよう、基本的な日常生活の体得及び社会適応などのための療育・訓練を提供する。

No	項目	評価	課題等
26	通所形態は、基本的に親子通所をしている。ただし、必要に応じて、保護者と協議し、親子分離にて療育を行うことができるようにしている。	B	事前に保護者に説明し協議の上で行っています。場合によっては、親子分離から戻す場合もあります。
27	療育を実施するに当たり、個々の通所利用児童の障がい特性や課題等にあわせて、集団療育、個別（小集団）療育、各種訓練などのプログラムを組み効率良く実施している。	B	事前に提供サービスの検討会議を行い、適切なサービスを計画し説明した上で実施しています。
28	現に保育所、幼稚園、認定こども園に通園している当該児童については、当該保育園等と連携しながら、必要とするサービス提供をしている。	B	必要に応じて保育園等から担任の職員が療育・訓練の見学に来てもらい、支援内容を共有し、連携を図っています。

(2) 放課後等デイサービス事業

就学期の児童において、生活能力や社会適応の向上のための訓練等を提供する。

No	項目	評価	課題等
29	通所形態は、原則として自主通所としている。ただし、市内在住児童に限り通所が困難な場合は事前申込及び調整によって、センターが送迎車両を運行している。	B	保護者による送迎が困難で、センターによる対応が可能な場合に限り指定する送迎場所（最寄りの停留所等）へ送迎しています。

30	サービス提供を実施するに当たり、個々の通所利用児童の特性や課題等にあわせて、集団療育、個別療育、各種訓練などの支援プログラムを効率良く実施している。	B	学校の担当教諭との連携協働により、学校現場での療育と訓練の効果の維持と集団適応への支援をしています。
----	--	---	--

(3) 保育所等訪問支援事業

個別の支援計画に基づき、集団生活に適応することができるよう通園する保育所等へ専門職が訪問し、集団生活の場における助言・指導を実施する。

No	項目	評価	課題等
31	保育所や学校を訪問し、子どもにとって慣れ親しんだ場所で支援を行うことで保育所等関係機関との相互理解や信頼関係の構築に努める。	B	訓練士等が保育所や学校を訪問し、技術的な助言を行っています。
32	訪問結果については、利用児童の保護者へ報告することとし、その内容については、訪問先の保育所、学校等へも共有する。	B	保育所等訪問支援を実施した結果を利用児保護者と訪問先に報告しています。また、訪問前にも保育所・学校等へ訪問目的などを説明しています。
33	本事業は、保護者、保育所等、相談支援事業所、他の通所支援事業所からの依頼により提供されるものとするが、サービス利用料が発生することから相談支援事業所との連携をとり、保護者の了承を確認する。	B	利用者自己負担の発生については、事前に相談支援事業所と連携し、保護者へ確認しています。

(4) 障がい児相談支援事業

障がい児通所支援を利用するための障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとに利用状況のモニタリングを行う等継続的に関わり支援する。

No	項目	評価	課題等
34	本人又は保護者の意志及び人格を尊重し、常に利用児等の立場に立つて行う。	B	丁寧な説明を心がけ、本人または保護者の意向を尊重しています。
35	利用児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービスは多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。	B	本人や保護者のニーズに応じた適切な支援利用計画を作成していきます。

36	利用児に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。	B	本人または保護者の意向を十分聞き取った上で、最適なサービスを提案しています。
----	--	---	--

(5) 保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校等訪問支援巡回相談事業

心身の発達に心配がある、又は障がいがある児童が、安心して地域の保育所等に通園できるよう、当センター職員及び巡回相談員が、地域の保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校へ出向いて、集団生活に適応するための専門的な技術支援あるいは情報提供などを行う。			
No	項目	評価	課題等
37	訪問は、原則として市内在住児童の保護者並びに市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校、高等学校及び放課後児童クラブからの派遣要請を受けて訪問している。	B	市内在住児童の通学する学校等から要請があれば訪問しています。
38	訪問支援の対象児童の保護者等に対し、その目的を提示し、保護者等及び訪問先の関係者との連携・協働にて、支援業務を推進している。	B	保護者、訪問先職員に対して、丁寧な説明を心がけています。
39	訪問時には、訪問支援カード等を作成するものとし、その内容は、相談者氏名・住所・連絡先、当該児童の氏名、当該児童の状況、相談支援の内容などを明記している。	B	訪問終了後、相談統計データ及び個人記録を作成し個人ファイルに管理しています。
40	当該児童の状況によって、医療機関及び専門機関との連携・協働をしている。	B	主治医と適宜連携・協働し、支援をしています。
41	訪問支援を推進するに当たり、事案によっては、事前に施設内で関係者による検討をしている。必要に応じて、相談支援担当者も同行している。 なお、訪問においては、できる限り少数の職員で対応している。	B	場合によっては、訓練担当職員が同行します。
42	訪問終了後、当該児童の保護者等及び訪問先の関係者などとの連携結果を、訪問支援カードに記載し、必要に応じて関係者による処遇検討等を行い、今後の対応に資するようにしている。	B	訪問終了後、保護者等及び関係者に連携結果を伝える中で必要に応じて関係機関との支援会議を行います。

(6) 児童発達支援人材育成事業

支援センターが松阪市における唯一の公立発達支援専門施設として、子育て支援又は特別支援教育に関わる事業に従事する職員等の発達支援の技術的向上と人材育成を行う。

No	項目	評価	課題等
43	子育て支援又は特別支援教育に関わる事業に関係機関が容易に参加できる機会を設定している。	A	集合型研修を配信型研修に改め、関係者の受講機会の増加を図りました。
44	研修事業を実施するに当たり、専門機関・施設からの講師・指導者の招へいを積極的に行い、療育現場等の技術向上を図っている。	B	三重県子ども心身発達支援センターから指導を仰ぎ技術向上を図りました。
45	支援センター職員による事例研修を実施している。また、参加費用は無料にしている。	B	専門職員による人材育成事業を実施し、技術支援や最新情報の提供に努めています。
46	感染症の流行状況等を鑑みて、研修開催方法としてオンラインを活用するなど効果的な開催方法も検討している。	A	新型コロナウイルス感染対策及びDX推進の取り組みとして、YouTubeによる動画配信（オンライン形式）で開催しました。

(7) 児童発達相談支援事業

支援センターが松阪市における唯一の公立児童発達支援専門施設として、保健、福祉、教育及び医療の各分野並びに関係機関との連携のもと、当該児童、保護者などの家族及び保育・教育関係者に対し、心身の発達に心配がある、又は障がいがある児童に関わる子育て、訓練、就園就学などについて専門的な知識・技術を必要とする相談支援を行う。

No	項目	評価	課題等
47	必要に応じて、専門職員（訓練担当職員、臨床心理士、看護師など）、主治医・嘱託医師及び計画相談支援事業者と連携している。	B	連携・協働のもと必要とする相談支援を進めています。
48	相談者が安心して相談ができるような体制を構築している。（例：外国語通訳、手話通訳など）	B	日本語が理解しにくい外国人相談者の場合、保育園や市関係部署へ協力を依頼し、通訳者を手配しています。
49	相談者が求める情報は、できる限り提供している。ただし、相談者が当該児童及びその家族以外の場合は、個人情報に関わる部分は提供していない。（当該児童及びその家族から事前に提供先の指定による提供同意が得られる場合は除く。）	B	個人情報保護法等に基づき対応しています。

50	相談の内容によって、専門機関へ引き継ぐ場合、相談者が安心できるよう専門機関へつなぐようにしている。ただし、「たらい回し」又は「迷い電話」とならないように注意している。	A	相談者が安心して相談できるように、相談者同意のもとに相談内容を専門機関へ伝え、円滑に支援ができるよう連携・協働をしています。
51	相談支援事業を推進するに当たり、担当職員等による事案の対応を検討する場を定期的に設けている。また、事案によっては必要に応じて臨時に設けている。	B	定期的、または必要に応じて検討する場を設定し、関係職員により相談支援事案の内容を検討しています。
52	相談支援担当職員については、その技術的向上を図るための各種研修・研究の機会を得て積極的に参加している。	B	必要に応じて研修に参加しています。
53	就学後の者であって過去に通所利用をしていた者の場合、必要に応じて、当該の者が地域で生活するために支援する事業所又は関係機関との連携・協働をして、本人及びその家族に必要とする情報を当該事業所又は関係機関に、本人及びその家族の同意のもと、情報提供をしている。ただし、当該情報提供は、当該児童が通所利用していた期間内に関わる福祉的支援情報のみとしている。	B	必要に応じて保護者の同意を得たうえで、情報提供を行います。

(8) 特別支援教育体制支援事業

<p>就学前から卒業するまでの学校教育段階において、心身の発達に心配がある、又は障がいのある児童の自立と社会参加の実現に向けて、教育委員会との連携・協働によって、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、その可能性を最大限に伸ばすことを目指した指導と支援の充実を図っている。</p>			
No	項目	評価	課題等
54	支援を必要とする個々の児童について、乳幼児期から学校卒業までの一貫した長期的な支援計画を、学校(園)が中心となって、福祉、医療などの関係機関と連携し、当該児童の保護者の参画と意見を含めて「個別の教育支援計画」を策定し、その活用を指導し支援している。	B	センター内で「個別の教育支援計画の作成に関する研修」を実施しています。学校等から要請があれば必要に応じて指導しています。

55	心身の発達に心配がある、又は障がいのある児童への支援に係る情報を、就園・就学及び進級の時に、円滑に引き継ぐために情報伝達ツールとして「パーソナルファイル」及び「サポートブック」の活用を促進している。	B	「パーソナルファイル」については、県立特別支援学校へ進学する予定の児童生徒の保護者に対して配布しています。「サポートブック」については、保護者交流室や館内掲示板に掲示し必要に応じて配布しています。
56	松阪市教育支援委員会規則（平成 17 年松阪市教育委員会規則第 22 号）に基づき、心身の発達に心配がある、又は障がいのある児童の円滑な就学のため、総合的な観点により就学先を決定する教育支援委員会に対して必要とする情報提供をしている。	A	職員や学校等で児童観察等を行い、松阪市教育支援委員会に、当該児童の必要とする心身の発達に関する情報を的確に整理・提供することで、就学における適切な支援を行っています。

（９）児童発達地域支援事業

1. 地域デイサービス事業

<p>松阪市内において総合支援センターから遠方の地域で、同地域内に児童発達支援事業所あるいは放課後等デイサービス事業所がなく、総合支援センターを利用しにくい児童のために、必要に応じ、当該地域内に地域デイサービス事業を実施する。</p>			
No	項目	評価	課題等
57	事業を実施するにあたり、その安全を確保している。また、当該地区内の保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校及び各地域振興局等と十分に協議して実施している。	E	地域の関係機関と連携・協働により実施しますが、令和 4 年度は当該地区（飯南・飯高地域）からの要望がありませんでしたので、E と評価しました。

2. 児童発達支援地域スクール事業

<p>長期学校休業期間中に就学期の障がい児の日中活動の場を確保するために、地域のボランティア、地域関係者などの協力を得ながら公共施設を利用して児童発達支援地域スクール事業を実施する。</p>			
No	項目	評価	課題等
58	地域の協力者やボランティアの確保は、総合支援センターと松阪市社会福祉協議会（松阪市ボランティアセンター）の協働によって行うものとし、必要に応じて、メディアの活用を行っている。	B	松阪市社会福祉協議会とともに民生委員・児童委員協議会連合会の理事会へ出向き、ボランティア募集に対して協力依頼を行うとともに、「広報まつさか」にも掲載し、事業を呼びかけました。

59	実施に当たっては、看護師の配置を行い、医療ケアを必要とする児童への支援体制を確保している。	B	実行委員会及び医療機関から、看護師の方にボランティアとして参加いただきました。
60	実施に当たっては、松阪市児童発達支援地域スクール事業に関する規則（平成28年松阪市規則第20号。）によって実施している。	B	新型コロナウイルス感染症対策のため開催日数を変更して開催しました。
61	屋外のプログラムを実施する場合は、天候、交通状況等を把握し、より安全の確保を行い、警報発表などの危機管理を十分に行っている。	B	事業実施にあたり、事前に点検を行うなど危機管理について受託事業者と連携し対応しています。